

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月2日提出

高山市長 田 中 明

記

No.	項 目	内 容	
1	発生時期・場所	令和6年12月23日 午後3時10分頃 高山市岡本町3丁目62番地2 (市道雁川原線と市道西岡本線との交差点)	
	事故の概要	優先道路を直進中の公用車に、一時停止せず交差点に進入した車両が接触した上、停車中の他の車両に接触した車両破損事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人 身	物 損 (左フロントフェンダー等)
	被害総額・市の過失割合	—	3, 183, 938円・100分の5
	賠償金	—	159, 197円
	内 保 険 金	—	159, 197円
	訳 一般財源	—	0円
専決年月日		令和7年5月16日 地方自治法第180条第1項	